

介護給付適正化情報は、事業者の適切なサービス提供による給付の適正化を促すため、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、情報発信しておりますので、御参考になしてください。

令和3年4月からの新基準、各事業所に求められる取組

令和3年4月からすべての介護保険サービス事業所に共通して、以下の項目が新たな基準として追加されました。経過措置期間が設けられている基準は、現在は努力義務ですが、いずれも利用者や事業所の職員の対応にかかる重要な取り組みとなります。経過措置期間の終了後は明確な義務となりますので、その時になってから、あわてて取り組むことのないように出来る事から取り組んでください。

1) 業務継続計画（BCP）

①業務継続計画（BCP）の策定、見直し

感染症に係る BCP、災害に係る BCP をそれぞれ策定、または見直しを行い、職員へ周知することとされています。策定に当たっては、国の「ガイドライン」や小樽市が作成した「BCP 作成の手引」を活用してください。

②研修及び訓練の実施

年1回以上の研修及び訓練を実施し、記録することとされています。



2) 衛生管理等

①感染症対策委員会の定期的な開催

感染症対策委員会は、**おおむね6月に1回以上**の頻度で開催し、その結果は職員に周知することとされています。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備

指針には、「平常時の対策」と「発生時の対応」を規定することとされています。

③研修及び訓練の定期的な実施

年1回以上の研修及び訓練を実施し、記録することとされています。また、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいとされています。

3) 虐待の防止

「虐待の未然防止」「虐待等の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点から虐待の防止に関する措置を講じることとされています。

①虐待防止検討委員会の定期的な開催

②虐待の防止のための指針の整備

③定期的（年1回以上）な研修の実施

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

4) ハラスメント対策

【事業主が講ずべき措置の具体的内容】

①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

②相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備

・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「研修のための手引き」

（厚生労働省ホームページ）を参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

・北海道労働局ホームページ「パワーハラスメント対策」を参照

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/power_harassment.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/power_harassment.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/power_harassment.html)



5) 認知症基礎研修の受講

すべての従業者（医療・福祉関係の資格を有さない者）に対して、認知症介護に係る基礎的な研修（認知症介護基礎研修）を受講させるために必要な措置を講じることとされています。

＜当該義務付けの対象外＞

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修過程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

- ・事業所が新たに採用した従業者に対しては、採用後1年間の猶予期間を設けるとされています。
- ・認知症介護基礎研修については、北海道ホームページ「北海道が指定する法人が実施する研修について」を参照してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/ninchisyo/gaibukensyu.html>

利用者の居宅介護支援の開始に割合、説明していますか？

令和3年度介護報酬改定にて利用者の居宅介護支援の提供の**開始**に際し、あらかじめ①と②の説明が必要となります

- | |
|---|
| ① 前6月間（※）に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 |
| ② 前6月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで） |

①及び②の内容については、利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう文章の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければなりません。

実際の記載方法については、介護保険最新情報 952「令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.3) (令和3年3月26日)」問111を御確認ください。

※前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

（1）前期 3月1日から8月末日

（2）後期 9月1日から2月末日

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の（1）もしくは（2）の期間のものとする。

住宅改修・福祉用具利用状況確認のための訪問調査について

小樽市では、介護給付費適正化事業の一環として、住宅改修と福祉用具購入・貸与の適正化に取り組んでいます。

住宅改修については、事前申請の受け付け後、工事内容に疑義のあるものや改修費用が高額なものを中心に、訪問調査を実施いたします。また福祉用具については、器具の利用状況の現地確認をさせていただく場合があります。

関係する皆様には事前に連絡の上、調査への立会いをお願いする場合がありますので、御協力をよろしくお願いいたします。





冬の感染症対策コーナー



① 冬到来！より一層の感染症対策を行いましょう！

現在、新型コロナウイルス感染症はワクチン接種が進んだことなどにより、感染者数の報告は少なくなっています。

しかし、これから冬を迎えるにあたり、感染第6派も懸念されるなどまだまだ気を緩めることはできない状況です。ワクチン接種はあくまでも接種した本人の発症（重症化）を予防するために行われていますので、ワクチン接種後も感染防止対策を継続する必要があります。

道内でも、2回目のワクチン接種を終えていても感染が判明した事例が見られていますので、引き続き、適切な感染防止対策の取組をお願いします。

また、冬季は気温の低下等により空気が乾燥しやすく湿度が低くなるため、ウイルスの活動が活発になり、インフルエンザやノロウイルスによる感染性胃腸炎などの感染症が流行しやすくなります。昨季はいずれも流行していませんでしたが、今季は感染が増加するのではないかという見方もあり、注意が必要です。

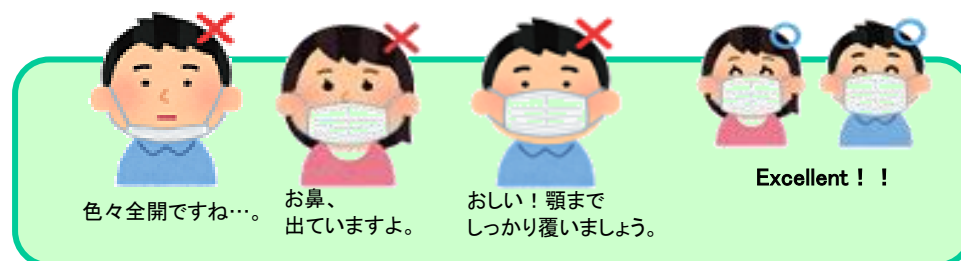
なお、ノロウイルスの流行期（秋～春頃。寒い時期）においては、利用者様等に嘔吐・下痢などの症状があった場合は、ノロウイルスによるものと仮定し、次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒を行うなどの対応が重要となります。

② マスクの正しい装着法のおさらい

業務の間、ついつい、このようなつけ方をしていませんか？

マスクは正しく装着することで、飛沫を防ぐ効果を発揮しますので、是非この機会に御自身の装着方法をチェックしてみましょう。

厚生労働省
／国民の皆
さまへ：正
しいマスク
のつけ方



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

個別ケースの支援について、お困りなことはありませんか。 地域ケア個別会議を御利用ください。

小樽市では、高齢者に関する課題を解決するために「地域ケア個別会議」を開催しています。地域ケア個別会議は、市が委託している地域包括支援センターの業務の一つで、ケアマネジャー、サービス事業者、薬剤師や理学療法士などの医療職、民生児童委員など多職種が参加し、高齢者の個別支援や、見守り、通いの場の不足など地域の課題の集積を行っています。

地域ケア個別会議で事例を提供したケアマネジャーさんからは、「多職種の方から助言をもらい、ケースの支援について新たな気づきを得ることができ大変参考になった」という感想をいただいています。

令和2年度は、地域包括支援センター4か所で計18回の地域ケア個別会議が開催されました。今後、地域ケア推進会議を通して、地域課題の共有や地域課題解決のための下地づくりを行っていきます。





令和3年度新設された加算

中山間地域等（規模）（地域）加算

令和3年4月の介護報酬改正により、中山間地域等に関する加算が新たに新設されました。
小樽市は豪雪地帯に該当していますので、算定要件等を踏まえ、請求等の参考としてください。

中山間地域等における加算要件 令和3年度新設部分のみ抜粋

	算定要件	単位数	事業種別
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所がサービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数	夜間対応型訪問介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護
	※1：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に居住する利用者に対し、 <u>通常の事業の実施地域を超えてサービス提供を行った場合</u>	所定単位数に5/100を乗じた単位数	夜間対応型訪問介護 （介護予防）認知症対応型通所介護
	※2：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島		

※算定に当たっては、事前に小樽市へ届出が必要です。添付書類等は、小樽市 HP を御確認ください。

＜参考＞小樽市 HP⇒高齢者福祉⇒介護サービス事業者へのお知らせ⇒地域密着型サービス事業所の指定内容の変更・加算の届出について <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200177/>

《 給付適正化メモ 》 法令遵守の取組、加算の算定要件の確認

介護事業者が介護報酬として請求している介護給付費は介護保険被保険者の保険料や税金等を財源としており、持続可能な介護保険制度の運営を行う上で、各種加算の要件を満たし適正に請求していただくことは、極めて重要な取組です。

毎年、加算の算定要件を曖昧な理解のまま請求してしまい、過誤として返還するケースが多くあります。法令遵守は事業者の義務ですので、事業所内で研修等を行う等、算定基準等を十分理解した上でサービス提供を行うよう取り組んでください。

既に御承知とは思いますが、9月より配布させていただいている認定調査票の新様式について、新たに家族状況の項目が追加されておりますので、お手数ですが同項目への記入をお忘れの無いよう、宜しくお願いいたします。

家族状況 ☐ 独居 ☐ 同居（夫婦のみ） ☐ 同居（その他） 特記

※これに関して道から以下の通り補足説明がありましたので、御参考願います。

○在宅生活に戻る可能性がなく、施設入所継続している場合

- ・本人が単身生活者であれば、独居
- ・家族がいる場合は、同居（その他）

○在宅生活に戻ることを想定し、一時的に施設入所する場合

- ・本人が単身生活者であれば、独居
- ・家族がいる場合は、家族構成に応じて同居（夫婦）か同居（その他）を選択

○同一施設内に夫婦が入所している場合

- ・同居（夫婦）を選択

○内縁関係にある者や知人と同居している等の生活実態がある場合（戸籍上は独居）

- ・生活実態の状況に応じて選択



認定調査員向け e ラーニングについて

認定調査員向け e ラーニングは、インターネット上で提供される認定調査員のための学習支援ツールです。

同ツールで提供される「認定調査員向け講座」では、全国の調査員が同じ問題を解くことで自身の理解度を把握する「全国テスト」や動画を用いた「学習教材」また、基本的な考え方や各調査項目の定義について学習する「問題集」が収録されています。

調査員一人ひとりが自分の理解度に合わせて学習を進めることで、認定調査に関する知識をより深めることができるものです。

受講に際しては登録の上、アカウント（ID、パスワード）が必要となりますが、今後、認定調査委託先事業所様宛に御案内をする予定でおりますので、これを機会に学習を開始してはいかがでしょうか？



◀ 介護給付費通知がはじまります ▶ 丁寧な説明と同意のプロセス

介護給付適正化情報 vol5 でもお知らせしたとおり、令和4年3月頃に小樽市から受給者本人(家族を含む)に対して、1年間（令和3年1月～12月）に利用した介護サービスの給付状況等について通知する予定です。

介護事業者の皆様には、本通知が届いた利用者様から「こんなにサービスを利用した覚えがない」等の誤解が生じ無いよう、利用者様へのサービス提供について丁寧な説明と同意のプロセスを適切に行ってください。

おいらせ

多職種連携や業務改善による介護の質を高める事業所へ
介護現場における ICT 活用セミナー

ICT、IoT、AI 等を活用した介護現場の事例に学ぶ、業務効率化の効果と環境整備のポイント

日 時：令和 4 年 1 月 24 日（月）14:00～15:00

講 師：株式会社ビーブリッド 代表取締役 竹下 康平 氏

受講方法：Zoom によるオンライン形式

参加対象者：小樽市内の介護保険サービス事業所の経営者及び管理者、ICT 等導入により業務改善に関心のある職員

申込み先：小樽市福祉保険部介護保険課 TEL(0134)32-4111 FAX(0134)27-6711

既にメール等で御案内しております「参加申込書」にてお申込みください。



地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所

令和3年度 集団指導

今年度の集団指導ですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、昨年度同様、オンライン（Zoom）での開催とします。また、開催時期は令和 4 年 1 月下旬～2 月上旬頃の予定で調整中です。詳しい時期、内容等が決定しましたら、改めて御案内しますので今しばらくお待ちください。

なお、昨年度の集団指導に不参加の事業所は、可能な限り今年度の参加をお願いします。



認知症について御家族から相談されたら 小樽認知症の人を支える家族の会

家族はどうしたらいいの？
家族と同じ立場で相談できる
ところは？

相談日：奇数月の第 2 金曜日 13:30～15:00

場 所：小樽市総合福祉センター内

事前連絡先：TEL 090-7050-4408（会長 源九美津枝）

TEL・FAX (0134) 33-7300（事務局長 斉藤英秋）



[発行] 小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号／TEL(0134)32-4111(内線 484)

FAX(0134)27-6711 E-mail kaigo@city.otaru.lg.jp